

重度心身障がい者およびひとり親家庭等医療給付制度について

障がい者およびひとり親の方を対象に北海道と町が協力して医療費の助成をしています。

★助成の対象となる方 ◇障がい ◆ひとり親

浦臼町に住民登録をしていて、健康保険に加入している方が、次に該当する場合は申請により医療費の助成が受けられます。

- ◇身体障がい者手帳1・2級または3級（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、もしくは肝臓の機能障がいに限る）に該当する方
- ◇療育手帳A判定、重度の知的障がい（知能指数がおおむね35以下、なお肢体不自由、盲、ろうあ等の障がいを有する方については、おおむね50以下であって、日常生活において介護を必要とする方）と判定または診断された方
- ◇精神保健福祉手帳1級に該当する方
- ◆ひとり親家庭で20歳未満の子どもを扶養している親と子
- ◆両親の死亡・行方不明等の理由で両親以外の方に扶養されている20歳未満の子
 - ※18歳～20歳については、大学・専門学校等に在籍している子どもなど、条件があります。
- ◇◆所得制限に該当しない方

★助成内容

- ・入院・通院・歯科・調剤等にかかった健康保険適用分の医療費
ただし、一部負担金（自己負担）等を除きます。
（18歳到達後最初の3月31日までの乳幼児等医療費自己負担額は町の助成対象になります）

★医療費自己負担額

- ・3歳未満および低所得者（非課税世帯）
初診時一部負担金（医科：580円、歯科：510円、柔道整復：270円）
基本利用料（8,000円上限とする）
- ・一般（課税世帯）
医療費の1割負担（月額上限 ※入院+外来：57,600円 外来：18,000円）
※療養月から遡って12ヶ月以内に高額療養費が3ヶ月以上支給されている場合は44,400円とする。
※後期高齢者医療制度の加入者で、負担割合が「1割負担」の方については、重度心身障がい者医療費助成制度と同額になるため、助成の対象になりません。

★申請に必要なもの ◇障がい ◆ひとり親

- ◇身体障がい者手帳、養育手帳、精神保健福祉手帳等 ◇◆健康保険証 ◇◆印鑑

お問い合わせ くらし応援課住民係 電話：68-2112

福祉灯油券の使用期限に関するお願い！

福祉灯油券の交付を受けた方は、3月11日（金）までに使用してください。

期日を過ぎてからは使用できませんのでご注意ください。

お問い合わせ 長寿福祉課介護福祉係（保健センター）
電話：68-2288

有料広告



すべての相談の相談料が
無料になりました。

コタエを
出します

相談予約
ダイヤル

0125-22-8373

平日 10:00~16:00 (12:00~13:00を除く)

札幌弁護士会 中空知法律相談センター

新型コロナワクチン追加接種（3回目）についてのお知らせ

コロナワクチンを2回接種完了され、3月末までに接種対象となる方に、2月1日から順次3回目の接種券付き予診票等をお送りしています。接種は2月24日から始まっています。

今回は、接種日時を決めさせていただいているため予約は不要ですが、お送りしている日時で都合が悪い場合は、必ずご連絡ください。

なお、2回目を令和3年7月までに接種されている方（8月上旬に接種の方にも一部発送）へは、3月10日頃までにはお手元に届く予定ですが、該当する期間に接種されていて接種券付き予診票等が届かない方は、保健センターまでご連絡ください。

*追加接種の対象者は「18歳以上で、接種後6～7ヶ月以上経過された方」です。

これから18歳になる方には、誕生月に接種券を送付します。

4月以降の接種予約については、対象となる方に個別に案内します。

4月からの接種は日時指定していないため、都合の良い日時での予約をお願いします。予約先は保健センターです。

詳しい内容について、お手元に届いた案内文をご覧ください。

*今後12歳になる方や、1・2回目のワクチン接種を希望される方については、浦臼町立診療所での接種となります。花月クリニックでの接種ではありませんのでご注意ください。

～接種を受けられる方へ～

接種会場である浦臼町立診療所では、通常診療とワクチン接種を並行して行っているため、待ち時間が発生する場合があります。ご了承ください。

お問い合わせ 長寿福祉課保健指導係（保健センター） 電話：69-2100

浦臼町高齢者世帯等除雪費助成事業 助成金申請・請求の受付について

申込みをされた方に必要書類を送付しています。業者等への支払いが終わっている方は、下記の書類を保健センターに持参し手続きをしてください。

<保健センターに持参するもの>

- ・ 交付申請書兼請求書
- ・ 委託契約書（本人控え） 1部
- ・ 領収書の原本（3月31日までに支払いを終えているもの）
- ・ 印鑑
- ・ 通帳等（口座番号がわかるもの）



※申請期限は3月31日（木）までです。申請期限を過ぎると補助を受けられることはできません。

お問い合わせ 長寿福祉課介護福祉係（保健センター） 電話：68-2288